

高齢者への暴力

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」と言います。）により、速やかに、市町へ通報する義務があります。

また、上記以外の場合は、速やかに、市町へ通報するよう努めることとなっています。

なお、配偶者からの身体的暴力に限っては、DV防止法でも、配偶者暴力相談支援センターや警察官への通報が努力義務となっていますので、いずれかの方法により対応をお願いします。

（注）高齢者虐待防止法では、「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものを言います。

② 相談・情報提供

●安全確保

被害者の安全を確保することが重要です。相談を受けた際には、今、安全かどうかを確認する必要があります。

●二次被害の防止

被害者の感じている恐怖や不安を理解することが重要です。被害者の心情に配慮し、心ない言動により被害者が更に傷つくこと（これを「二次被害」と言います。）がないように注意しましょう。

【心ない言動の例】

「…しなさい」「…するべき」など、被害者の意思を尊重せず、個人の価値観を押し付ける。

「あなたにも悪いところがあったのではないか」など、被害者側に落ち度があると責める。

「もっと大変な状況に置かれている人がいますよ」などと、他の人と比較する。

●被害者の意思の尊重

被害者が自分の問題を解決できるような行動を自分自身で決定できるように、被害者の意思を尊重しながら、支援を行います。

●秘密の保持

避難先が知られ被害者の安全が脅かされる場合もあるため、相談を受けていることを、加害者をはじめ他者には決して教えないよう、秘密の保持を徹底してください。

●情報提供

被害者が関係機関を適切に利用できるように、相談窓口や関係機関の情報提供をお願いします。

③ 関係機関との連携

被害者は様々な問題を抱えており、1つの機関で解決することは困難です。

支援する側は、DVに関する支援策や関係機関について情報提供を行うほか、適切に関係機関に引継ぐなど、支援が途切れないう配慮することも必要です。

関係機関については、5ページをご覧ください。